

意見書を提出

地方自治法に基づき、意見書を内閣総理大臣等に提出しました。
(なお、文章は要約して掲載しています)

○教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠である。

国の施策として財源保障をし、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、次の事項を強く要請する。

1	計画的な教職員定数改善により少人数学級を推進すること。
2	教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

○新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉や教育、防災対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は厳しい状況になることが予想されるため、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向けて、次の事項を強く要請する。

1	地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
2	地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
3	令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
4	税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
5	特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。